

入札参加資格登録業者 各位

舞鶴市総務部契約検査室契約課

入札・契約に当たっての留意事項について (お知らせ)

入札・契約に当たっては下記の事項に十分ご留意いただきますようお願いいたします。

記

1. 工事現場に配置することができる技術者及び現場代理人の登録について

契約における技術者等の適正な配置のため、入札参加資格審査申請において、技術者の他に現場代理人等を登録していただきます。

技術者等に追加・削除等の変更が生じた場合は、その都度届けを提出してください。

(対象)

- ・技術者
- ・現場代理人
- ・営業所技術者等（営業所技術者又は特定営業所技術者）
- ・監理技術者（特定建設業許可の場合）

2. 技術者等の適正配置について

入札参加に当たっては、技術者等の適正配置について、建設業法等に規定している次の事項に留意してください。

- (1) 請負金額が4,500万円（建築一式の場合は9,000万円）以上の建設工事を施工するに当たっては、工事現場ごとに専任の主任技術者を配置しなければなりません。
- (2) 下請契約の請負代金の合計が5,000万円（建築一式の場合は8,000万円）以上となる場合については、主任技術者に代えて専任の監理技術者(監理技術者資格者証の交付を受けている者に限る。)を配置しなければなりません。
- (3) 現場代理人及び工事現場に配置される技術者は、自社と直接的な雇用関係にある者でなければなりません。
なお、工事現場に配置される**専任**の技術者は、自社と直接的かつ**恒常的な雇用関係**にある者でなければなりません。
 - ・「恒常的な雇用関係」とは、入札の申込みのあった日以前に3ヶ月以上の雇用関係があることをいいます。
 - ・「入札の申込みのあった日」とは、次の日をいいます。

通常指名競争入札	= 入札の執行日
条件付一般競争入札	= 競争参加資格の確認基準日
随意契約	= 見積書の提出日
- (4) 工事現場に配置される技術者の工期途中での交代は、建設工事の適正な施工の確保を阻害するおそれがあることから、原則として認められません。途中交代が認められるのは、技術者の死亡、傷病又は退職等、真にやむを得ない場合です。
監理技術者を設置する工事に該当するかどうか流動的なものは、工事途中の技術者の

変更が生じないように、監理技術者になり得る資格を有する技術者を設置してください。

- (5) 営業所技術者等は、工事現場の現場代理人にはなれません。
現場代理人は、常駐での配置が必要です。
営業所技術者等は、現場に常駐する現場代理人と兼任することができません。
- (6) 技術者等の複数工事への配置に関する取扱いについては、「舞鶴市発注の建設工事における技術者等の配置に関する取扱いの一部変更等について（お知らせ）」（令和7年2月）（舞鶴市ホームページに掲載）をご覧ください。

3. 入札に関する提出書類について

- (1) 入札辞退届
入札を希望しない場合には、入札書提出締切日時に至るまでは、いつでも入札を辞退することができます。
市以外の発注工事等で技術者等が配置されていること等の事情により、技術者及び現場代理人を適正に配置できない時は、入札辞退届を提出し、入札を辞退してください。
なお、契約時において適正な技術者や現場代理人を配置できない場合は、契約を辞退していただくことや、競争入札参加の停止措置等を受けることがあります。
- (2) 兼任配置予定調書
専任の主任技術者及び現場代理人の配置について、一定の条件を満たす場合に限り、他の工事との兼任を認めています。
兼任条件の範囲内で他の工事と兼任して現場代理人又は主任技術者を配置しようとする入札者は、原則、入札書提出時に「兼任配置予定調書」を添付する必要があります。
兼任条件等詳細は、市ホームページ→事業者の方へ→入札関係規定→変更・改正→「舞鶴市発注の建設工事における技術者等の配置に関する取扱いの一部変更等について」をご覧ください。
- (3) 内訳書
建設工事の入札については、入札時に工事費内訳書の提出が必要です。

4. 舗装工事、造園工事の指名等について

「舗装工事」、「造園工事」については、次の要件を付していますのでご注意ください。

- (1) 舗装工事の発注においては、舗装施工管理技術者(1級又は2級)の資格取得者を雇用していること。
- (2) 造園工事の発注においては、造園施工管理技士(1級又は2級)等の国家資格取得者を雇用していること。

5. 建設工事にかかる最低制限価格等について（R4.4月お知らせ）

建設工事にかかる最低制限価格等について適宜見直しを行ってきたところですが、令和4年3月4日の「工事請負契約に係る低入札価格調査基準中央公共工事契約制度運用連絡協議会モデル」の見直しを踏まえ、ダンピング対策の強化の取り組みとして、同様の改定等を行うこととし、令和4年5月以降に発注する建設工事の入札から適用しています。

6. 市が発注する公共工事からの暴力団排除について

舞鶴市では暴力団排除条例を制定しています。
市発注の公共工事から暴力団を排除するため、下記の点にご留意ください。

- (1) 市と元請業者との契約における留意事項
・ 契約金額が150万円以上の工事請負契約を締結する場合に、市への誓約書の提出が義

務づけられます。

(2) 業者間の契約における留意事項

- ・市発注の建設工事にかかる業者間（元請から6次下請けまで）の契約において、発注業者は相手方から誓約書を徴することが義務づけられます。（150万円以上の契約に限る）
- ・徴した誓約書は、発注業者において5年間保管してください。
- ・発注業者は、市の求めに応じて報告や提出をしなければなりません。